

## こども政策の強化に関する関係府省会議の運営について

こども政策の強化に関する関係府省会議（以下「会議」という。）の運営については、以下のとおりとする。

- （1）会議は、非公開とする。
- （2）会議において配布された資料は、原則として、公表する。ただし、座長が特に必要と認めるときは、資料の全部又は一部を公表しないものとすることができる。
- （3）会議終了後、座長代理（内閣官房こども家庭庁設立準備室長）が、記者会見を行い議事の内容について説明するとともに、議事要旨を公表する。